

## 物件調書

売払物件（令和8年度 物件番号801）

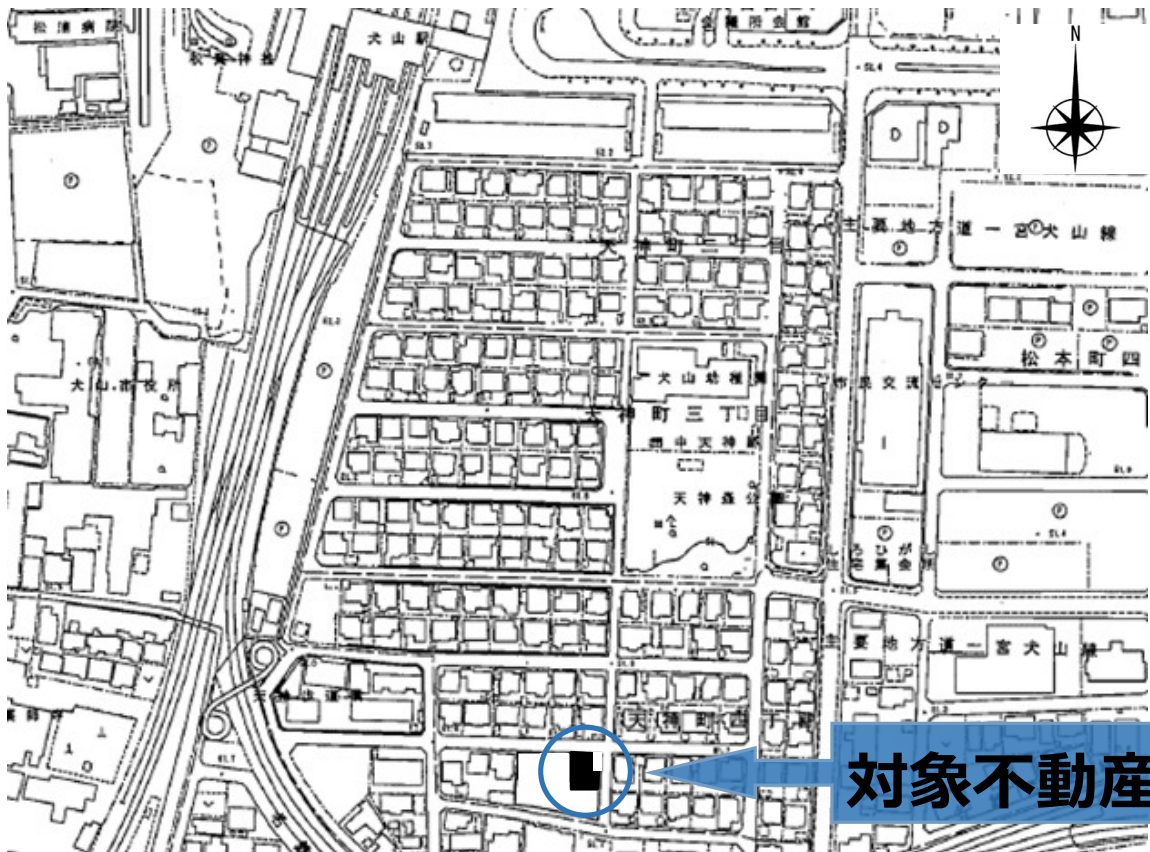
所在地	犬山市天神町四丁目79番3	
地積（公簿）	193.88㎡	
地目（公簿）	宅地	
入札最低価格	19,910,000円（102,700円/㎡）	
接面道路状況	対象物件北側：幅員約6.0m （建築基準法第42条第1項第1号道路）	
法規制等	用途地域	市街化区域 第1種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火地域	建築基準法第22条区域
	その他	景観計画区域（市街地ゾーン）
供給施設	上水道	隣接する道路に本管整備済（75mm）で接続可。 詳細は犬山市水道課へお問い合わせください。（電話：0568-62-9300）
	下水道	隣接する道路に本管整備済（200mm）で接続可。 詳細は犬山市下水道課へお問い合わせください。（電話：0568-44-0337）
	ガス	都市ガス：北側道路に本管整備済（100mm）引込みなし。 詳細は犬山ガスサービスセンターへお問い合わせください。 （電話：0568-62-8500）
	電気	北西に電柱（31キ51ア）あり。 詳細は中部電力パワーグリッド小牧営業所へお問い合わせください。 （電話：0120-929-580）
交通	鉄道	名鉄 犬山駅 約0.4km
公共施設	市役所	犬山市役所 約0.9km
	小学校	犬山北小学校 約1.8 km
	中学校	城東中学校 約2.7 km
備考	北側間口約11m、奥行約16m	

# 物件調書

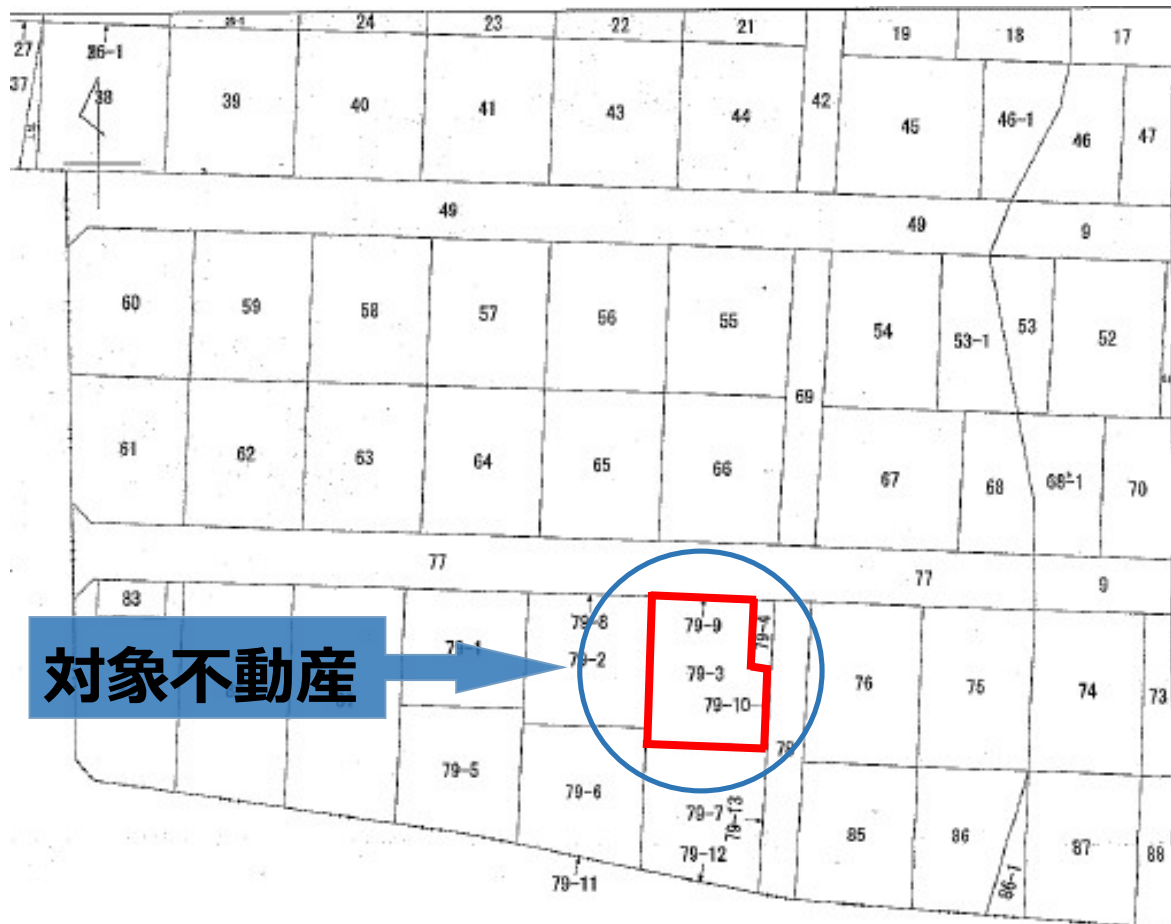
売払物件（令和8年度 物件番号801）

その他土地に関する物件情報	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 土壌調査・地盤調査は行っていません。</li><li>2. 現地説明会は実施いたしません。現地および関係法令等については必ず買受希望者において調査確認を行ってください。</li><li>3. 本物件は、平成7年まで汚水処理場として利用されていました。建屋等は令和2年に解体撤去されています。※一部は、埋設されています。「地下残置有用工作物の記録」、「地下埋設工作物残置図」などをご確認ください。また、地下残置有用工作物については令和元年10月21日に愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課に愛知県の見解について照会しています。その結果、令和元年11月5日に地下残置有用工作物に関する経緯などを書面に残し、その書面記録の引継ぎを行うように助言を受けています。  ※埋設に際しては、良質土で埋め戻し、30cmごとに転圧しています。</li><li>4. 物件の引渡しは、物件に付随する工作物、動産、草木等を含めすべて現状有姿で行います。落札後、これらを原因として売買代金減額請求その他いかなる請求もできないものとします。</li><li>5. 売買代金を完納した時点で、物件にかかる危険負担は買受人に移転しますので、その後に発生した物件の破損などによる損害の負担は、物件の現実の引渡しの有無にかかわらず、買受人が負うことになります。</li><li>6. 犬山市は買受人の申出に基づいて、不動産登記簿上の所有権移転登記を行います。権利移転に必要な費用（移転登記の登録免許税など）は、買受人の負担となります。</li><li>7. その他、物件に関して、犬山市は一切の契約不適合責任を負わないものとし、本契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償請求または本契約の解除をすることはできないものとします。</li><li>8. 入札参加にあたっては、本物件調書及びその他資料に記載されているすべての事項について承諾の上、申込みをしていただくことが必須条件となります。</li></ol>
---------------	---

### 案内図



### 明細図



物件番号 8 0 1 犬山市天神町四丁目79番 3 (写真① : 北側より)



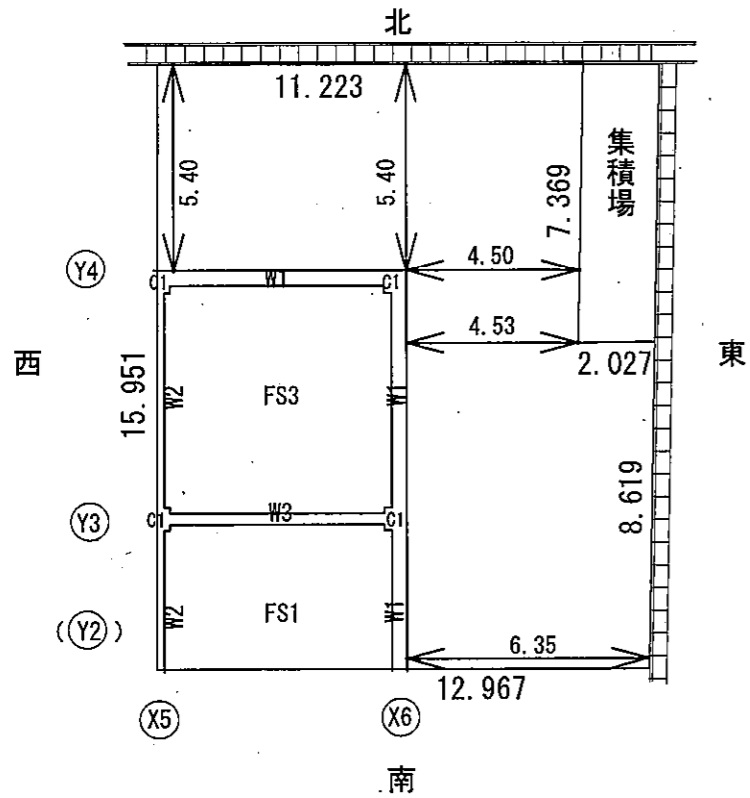
物件番号 8 0 1 犬山市天神町四丁目79番 3 (写真① : 東側より)



地下埋設工作物残置図 (縮尺: 1/200, 単位: メートル)

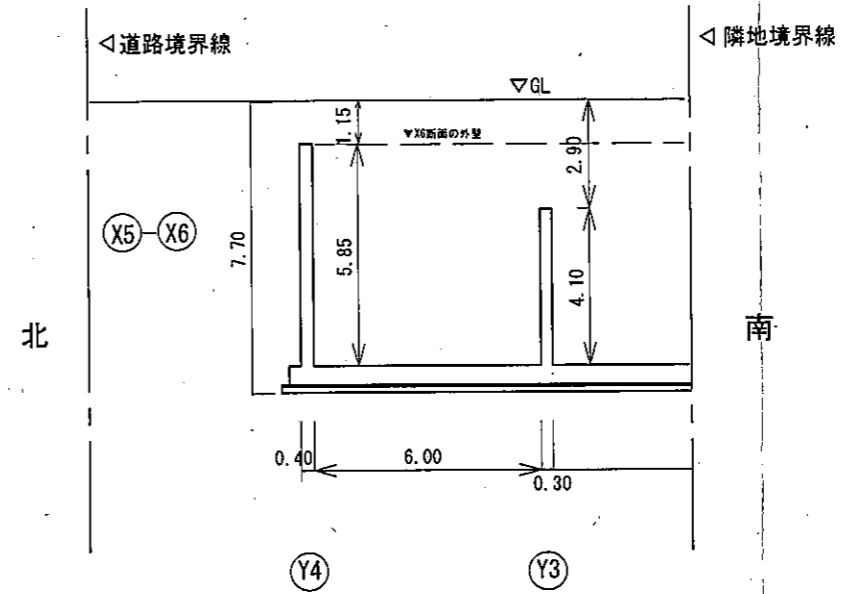
(犬山市天神町四丁目79番3)

《平面図》

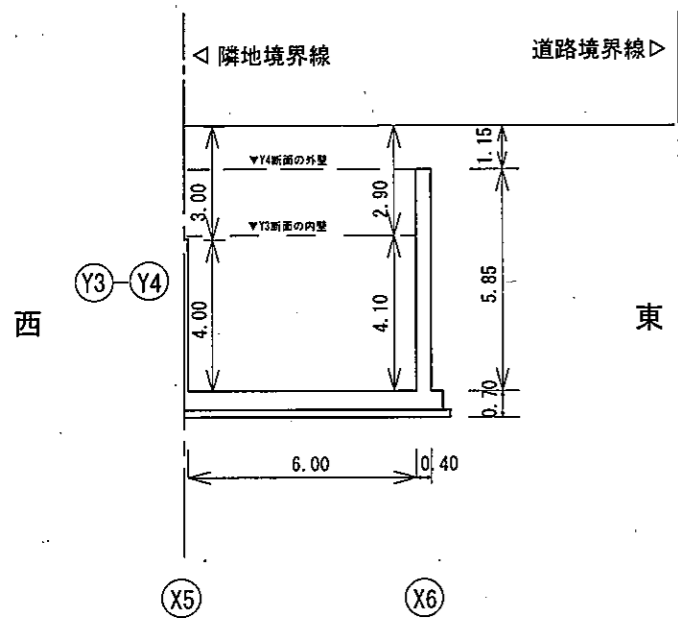


C+数字、FS+数字、W+数字で表記される記号は配筋リストに対応する。

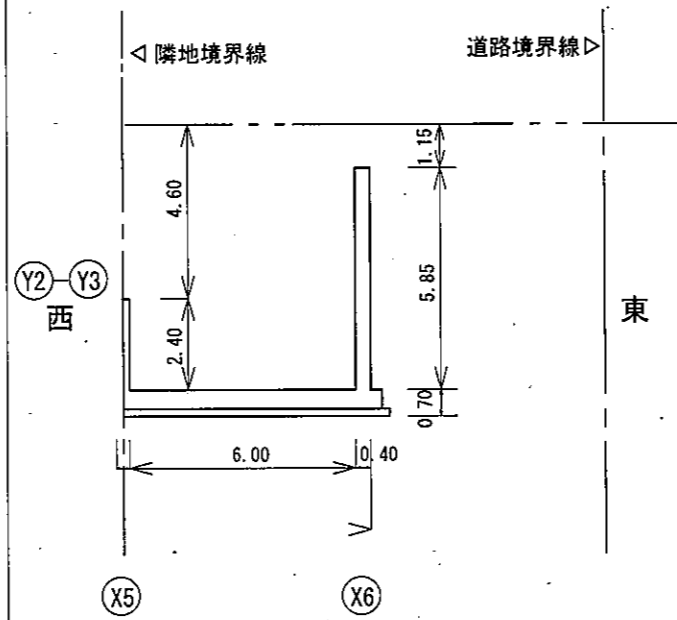
《断面図(X軸断面矢視)》  
X5-X6



《断面図(Y軸断面矢視)》  
Y3-Y4



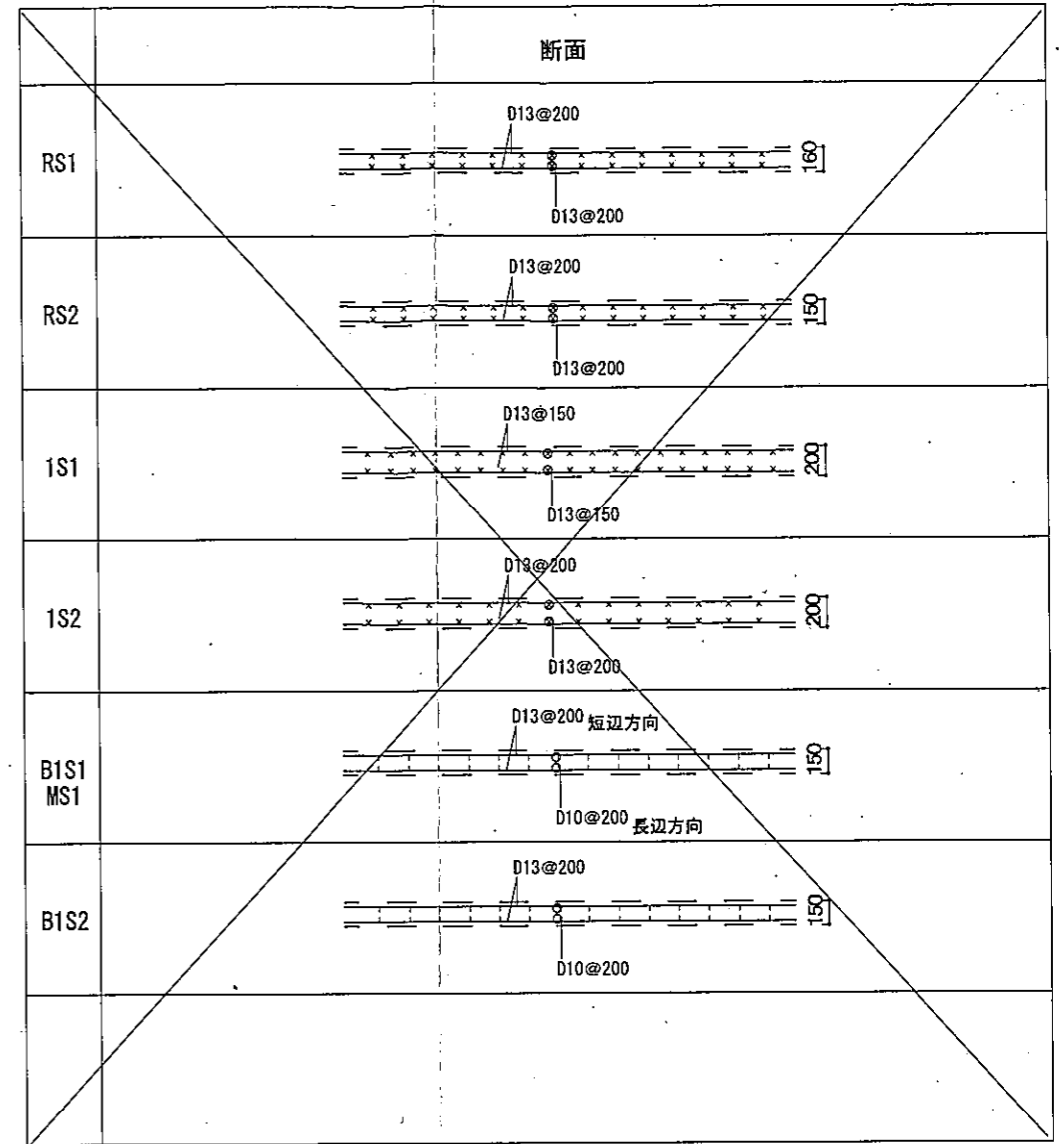
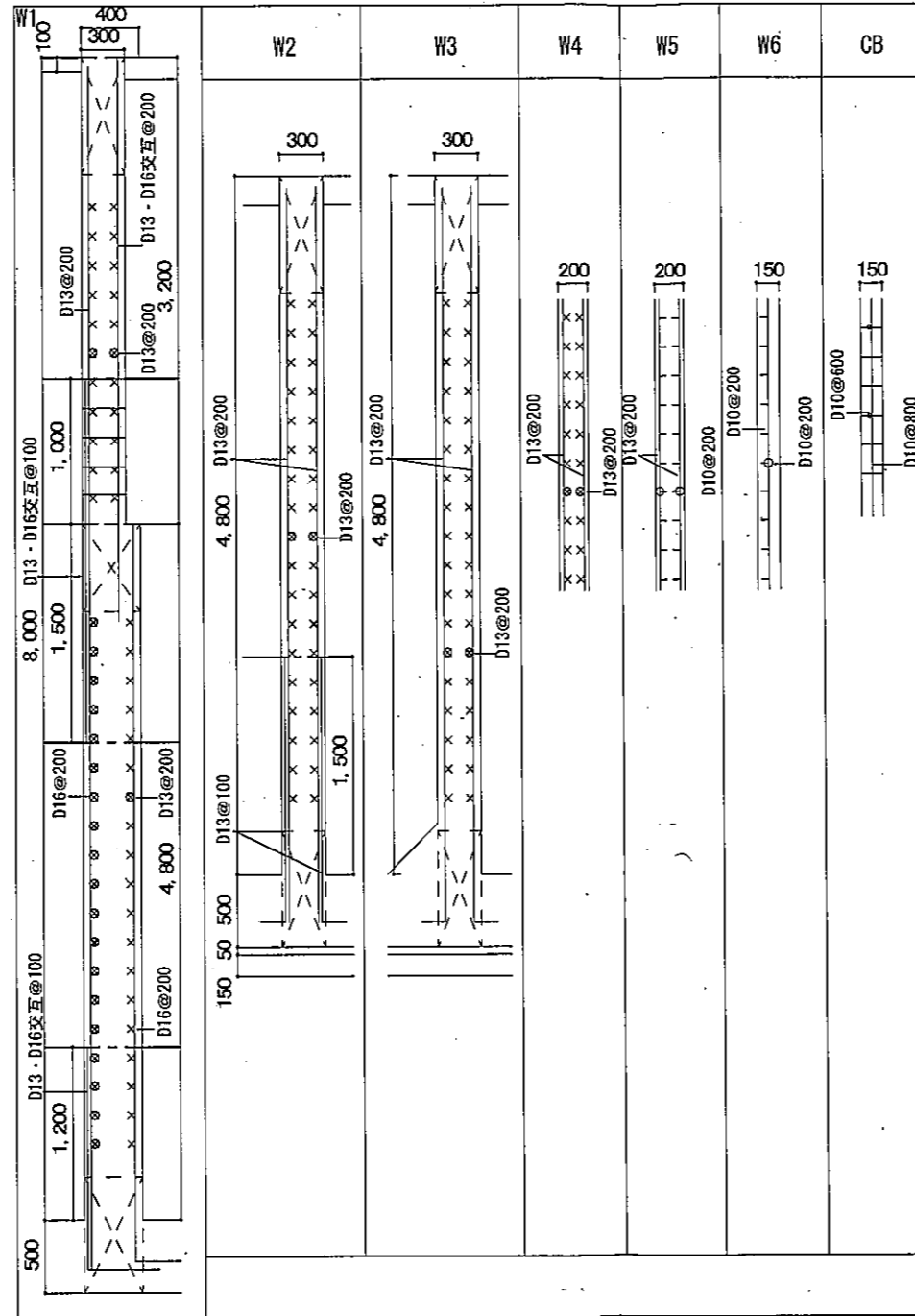
《断面図(Y軸断面矢視)》  
Y2-Y3



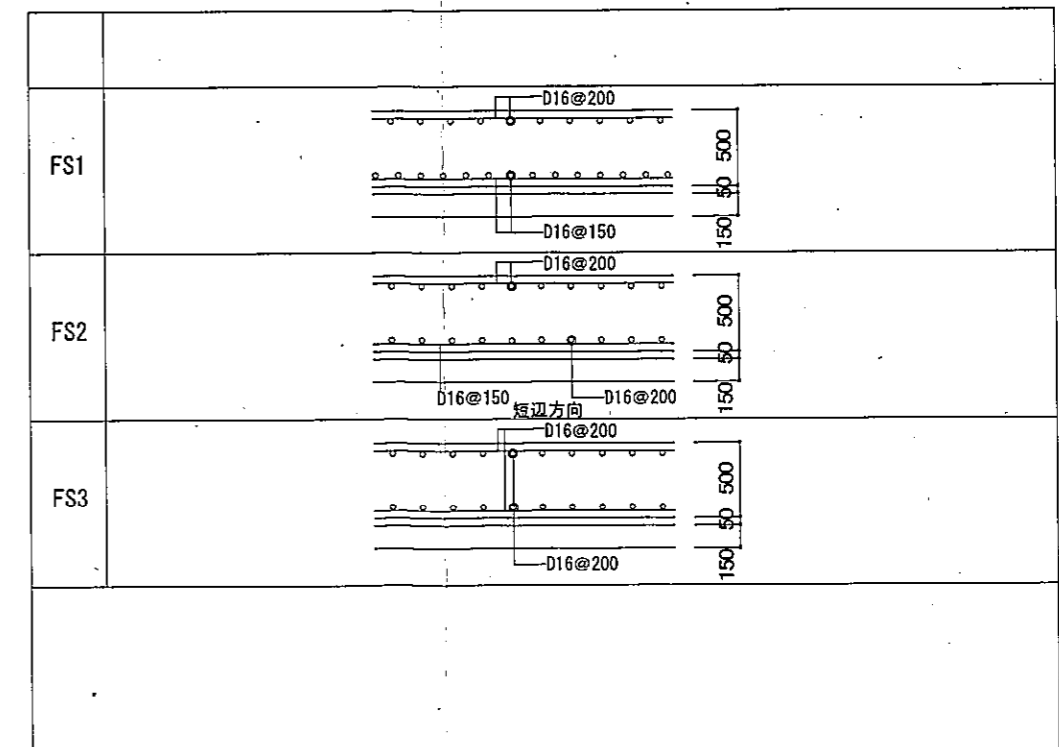
柱リスト

	C1	C2
1階	断面	
	B×D 600×600	
	主筋 8-D22	
	フープ D10-@100	
	タイフープ D10-@600	
B1階	断面	
	B×D 600×600	
	主筋 8-D22	
	フープ D10-@100	
	タイフープ D10-@600	
B2階	断面	
	B×D 600×600	
	主筋 8-D22	
	フープ D10-@100	
	タイフープ D10-@600	

壁リスト



底版リスト



	B1			B2		B3			B4		B5	
	外端	中央	内端	両端	中央	両端	中央	X4、X6端	中央	X5端	両端	中央
断面												
B×D	350×600			350×600		300×500			300×500		250×500	
上端筋	4-D25	2-D25	6-D25	3-D25	2-D25	3-D22	2-D22	4-D22	3-D22	2-D22	2-D22	2-D22
下端筋	3-D25	5-D25	3-D25	2-D25	5-D25	2-D22	3-D22	2-D22	2-D22	3-D22	2-D22	3-D22
スタラップ	D13-@100			D13-@150		D10-@200			D10-@200		D10-@200	
腹筋	2-D10			2-D10								

MEMO

## 地下残置有用工作物の記録

下記の、地下に残置する工作物は有用工作物である。

下記の地下残置した有用工作物の管理者は、当該有用工作物が不要となり撤去されるまで、その記録を次の管理者へ引継ぐ。引き継ぎを受けた者は、必要に応じ、当該有用工作物を撤去するときに必要な図面等を差替、修正、追加等を行う。

### 記

(1) 地下残置有用工作物の管理者	愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 犬山市 0568-61-1800
(2) 有用工作物の地下残置日	令和3年3月19日
(3) 地下残置有用工作物が所在する土地の住所等	犬山市天神町四丁目 79 番 3
(4) 地下残置有用工作物の種類	鉄筋コンクリート (平成7年度に使用廃止した汚水処理場の地下躯体) 残置状況別添図面のとおり
(5) 地下に残置する工作物が有用工作物である理由	対象工作物は、愛知県住宅供給公社が築造し、昭和55年12月27日に当公社から犬山市へ移管された汚水処理施設の地下躯体部分である。市街地において深度のある地下構造物を全撤去することは、地盤の軟弱化による隣地の宅盤及び建物の崩壊並びに道路の沈下など、周辺に悪影響を及ぼすことが懸念される。この観点から、地下に残置する工作物は、周辺環境を維持するために必要な有用物である。
(6) 今後の土地利用計画	未定 (売却予定地であるため今後の利用計画は土地買受人の意向による。)
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>当汚水処理施設については、下水道整備に伴い平成7年度に使用が廃止され、令和2年度に建物の解体工事が施行された。</li><li>令和元年10月21日に愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課に愛知県の見解について照会済。結果、令和元年11月5日に地下残置有用工作物に関する経緯などを書面に残し、その書面記録を引継ぐように助言を受けています。</li></ul>

※

1. 地図 (周辺図、地下残置有用工作物の住所等が分かる地図)
2. 地下残置有用工作物の平面図、断面図

地下残置有用工作物の引継日	地下残置有用工作物の管理者の履歴
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：
引継日：           年    月    日	住所： 氏名： 連絡先：